保証書

置換免震・地盤保証

殿

下記の宅地を対象として、地盤品質基準に合格した証として保証書を交付します。

保証書番号	
所在地	
建築面積	
置換免震工事完了日	
保証期限	約定日より１１年を経過した日まで
保証開始日	置換免震工事完了日
保証満了日	当該物件の引渡し日から　　年経過した日
保証約定は裏面に記載しています	

※ご注意

1. 保証書番号等の正確な記載表示のないもの、修正、訂正のあるもの、あるいは保証者印のないものは無効とします。
2. 事故に際し、本保証書のご提示のない場合は、保証できません。
3. 原則、保証書の再発行は致しませんので、大切に保管下さい。
4. 保証期限にある約定日とは、建築工事完了日（検査済証交付日）の事です。

社会とくらしのパートナー

株式会社 トーセ・フィールドサービス

（引受保険会社）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

（リスク管理会社／保険仲立人）

ＩＢＡ株式会社 日本総険

登録番号：大蔵省四国財務局長第１号

（総合代理店）

一般社団法人 日本地盤協会

住宅地盤保証約定

1. 保証の内容

保証書に記載された宅地(店舗併用住宅地を含む)を対象として、宅地の施工前調査、施工工事、地盤調査、地盤補強工事、置換免震工事並びに判定などの業務の欠陥に起因して、対象建物(所在地に建築された建物)並びに第三者(所在地に建築された建物の居住者)の身体・財物に損害が発生し、法律上の責任がある場合に保証いたします。

2. 保証金額

身体・財物共通金額　　1億円(1名／1事故限度額)
1顧客当り1 億円を限度額として保証いたします。

3. 主に支払われる保証金項目

○修復費用損害金：対象建物の修復に要する費用。
　1・対象建物に損害が発生した場合、併せて造成宅地の修復費用(限度額あり)
　2・置換免震工事並びに免震性能が伴わない事を起因とする事故について対象とし、かつその工事や判定が関わる事案が立証され、現象ではなく事故が特定できる場合に支払われる修復費用
○工事中の仮住まい費用：仮住まいの為の貸借費用(限度額あり)、搬出、搬入費用等
○解体・取片付け費用ー事故時の解体、取片付けに要する費用
○休業損害費用：店舗併用住宅の場合での店の休業利益損害
○ケガの治療費用：事故に起因して人身に障害が及んだ治療費
○事故調査費用：事故の調査の為に必要とする費用

等

4. 主に支払われない保証金項目

○経年の自然沈下による地盤の修復費用(地盤保証により対応)
○地震時の火災・津波等天災リスクを原因とする場合(地震補償システム【イグラッド】を付帯した場合を除く)
○建築上の建築士、技術士等がその資格に基づいて行った業務に起因する場合
○建物所有者が指定する調査を拒否して損害が確認できない場合
○事故正式受付なく既に修復工事を完了している場合(修復完了後事故)
○損壊のない造作、家具の買い換え費用
○置換免震工事及び判定に起因しない事故
○内水氾濫による汚損・破損・沈下・地滑り等に該当する全ての事故

等

5. 保証金請求手続について

○事故発生においては、取扱業者にご連絡下さい。取扱業者より手続窓口に通知される方式ですが、万一連絡が出来ない場合に限り、直接窓口にご連絡いただくことも可能です。正式な事故受付はTELのみでは不十分で、連絡有り次第、送付します事故報告書に内容記載し返送下さい。内容記載された書面の受付により正式事故受付となります。
○正式受付により事故内容吟味の上、調査実施の可否をご連絡します。
○調査実施後において、すみやかに保証適用の可否をご報告いたします。
○保証の適用は、保証期限内に正式事故受付のなされた事故に限ります。

6. 保証期限更新について

○保証期限更新の希望がある場合、表記保証期限満了日の2ヶ月前までに、当該建物施工会社又は日本地盤協会への申請が必要です。

事故相談保証金請求手続窓口
保　証　管　理　事　務　所
株式会社トーセ・フィールドサービス
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜34-36 中筋ビル2
TEL 088-685-2360　FAX 088-685-2386
Mail : info@tose-fs.com